

随意契約及び比較見積省略理由書

大和川下流流域下水道 今池水みらいセンター 沈砂池外電気設備工事

本工事は、今池水みらいセンターに設置された沈砂池及びポンプ設備用の運転操作設備を更新するにあたり、必要となる電気設備の配線工事を行うものである。

本工事においては、接続後の監視制御設備及び運転操作設備の性能に問題無いことを確認するために、接続された上位側システムと下位側システム間のシステム動作確認試験を実施する必要があるが、接続されている機器はいわゆる汎用機器ではなく、今池水みらいセンター用に特別に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されている。そのため、システム動作確認試験の実施には当該設備の詳細な設計資料及び専門知識等が必要となり、既設設備の製作会社以外では施工できない。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該機器の設計・製作・据付を実施した株式会社東芝から上下水道事業を事業承継された東芝インフラシステムズ株式会社以外にないため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、大阪府との契約窓口である同社関西支社と随意契約を締結するものである。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により、比較見積を省略する。